

海外経済要録

国際機関

◇OECD、インフレに関する報告書を公表

OECD事務局は11月19日、「インフレの諸問題(The Present Problem of Inflation)」と題する報告書を公表した。本報告書は、11月16、17日の両日に開催されたOECD経済政策委員会(EPC)のインフレ問題討議資料として取りまとめられたものであり、インフレ抑制に高い優先度を与える必要性を強調し、インフレ抑制のための当面の政策、長期的政策に関して包括的な勧告を行なっている。本報告の要旨は以下のとおり。

1. インフレの現状と問題点

- (1) OECD諸国の物価上昇率は70年中5%以上となるが、これは1960年代初期の平均上昇率の2倍以上である。また世界の輸出入価格が国内物価水準と同様のスピードで上昇しているが、これは過去10年間にはみられなかった現象である。
- (2) 最近2~3年間の最も興味深く、また懸念すべき特色は、国により景気局面が異なっても物価は同じように上昇している点である。
- (3) 最近、インフレ心理が広がり、これがインフレ問題をいっそう深刻にしており、経済、社会、政治に累積的影響を与える可能性がある。人々が将来物価は安定すると確信するようにならぬかぎり、インフレはしだいに加速するおそれがある。
- (4) 今日のインフレ問題は、完全雇用の実現という戦後の経済政策の成果そのものに根ざしている面がある。リセッションの懸念が薄らぐとともに財政・金融面からの引締め政策に対する一般的の反応が遅くかつ弱くなってしまっており、これがインフレ抑制を困難にしている。

2. インフレ対策

(1) インフレ問題に対する基本的態度

インフレ問題に挑戦するため断固とした努力が要求されるが、その際重要なことは、①各国が一致してインフレに攻撃を加えること(a concerted attack)と、②需要管理政策、価格・所得政策、労働市場政策等々の諸政策を総合的に活用すること(a global approach)である。

(2) インフレ対策(長期的政策)

イ. 安定目標の設定

物価安定に関する現実的な中期目標を設定し、政策運営面で高い優先度を与える意思を強調すべきである。

ロ. 総需要管理政策の改善

一般に民間需要の浮揚力を過小評価する傾向があったが、これを改め、今後はどちらかといえば引締めのほうに力点をおいた需要平準化策(even-keel policy)を行なうことが必要だと思われる。ここ1~1年半についていえば、政府は必要とあれば、物価落着きのきしが見えるまで経済活動の一時的低下(temporary reduction in the rate of activity)を容認すべきである。また、財政・金融政策が相互に補強し合うようにするため双方を十分活用する必要があり、政策手段の面でも種々改善の余地がある。

ハ. 価格・所得政策の改善

同政策は長期作戦と考えるべきで、即効性をあまり期待すべきではない。これまでの経験に徴するかぎり成功のための特別な秘けつはないが、社会の成員相互間および政府とのいっそう密接な協議および協力関係が成功のための必須の前提条件である。また、インフレ進行に伴う所得分配のゆがみが所得政策の実施をむずかしくしているので、これを防止するため経済成長を波の少ないバランスのとれたものにする必要がある。

ニ. 政府の全活動を通じる積極的な物価対策

前向きの貿易政策(自由貿易主義の堅持といっそうの促進)、市場競争の促進、農業政策とくに農産物価格支持政策の再検討、労働市場流動化政策等々、政府は物価安定のためにこれまでより以上に積極的に取り組むべきである。

米州諸国

◇米国、公定歩合の引下げ等

1. 公定歩合の引下げ

- (1) 米国連邦準備制度理事会は11月10日、ボストン等6連銀^(注1)が公定歩合を6.0%から5.75%に引き下げ11日から実施することを承認した旨発表した。

引下げの趣旨について同理事会は、「最近における短期金利の低下にかんがみ公定歩合を短期市場金利にさや寄せすることをねらいとしたもので、年初来のモダレートな緩和政策(moderately expansive monetary policy)に沿ったもの」と説明している。

- (2) 続いて同理事会は11月30日、ボストン等5連銀^(注2)が公定歩合を5.75%から5.5%に引き下げ12月1日から

実施することを承認した。再引下げの趣旨につき同理事会は、「最近の短期市場金利のいっそうの低下に追随するものである」と説明している。

公定歩合の引下げは1968年8月以来2年3か月ぶりのものである(その後68年12月、69年4月にそれぞれ0.5%ずつ引き上げられていた)。なお1か月以内に公定歩合変更が2度実施されたのは、1931年10月(9日に1.5%から2.5%へ、16日に2.5%から3.5%へそれぞれ引上げ)以来である。

- (注1) 6連銀の引下げに続いて、11月12日にはニューヨーク等5連銀の追隨引下げ(実施日11月13日)、翌13日には残るフィラデルフィア連銀の引下げ(実施日11月16日)が承認された。
- (注2) 12月3日にはニューヨーク等3連銀の引下げ(実施日12月4日)、同9日にはカンザスシティ連銀(実施日12月10日)の引下げ、翌10日には残るシカゴ等3連銀の引下げ(実施日12月11日)がそれぞれ承認された。

2. ユーロ・ダラー規制措置の変更

連邦準備制度理事会は、上記11月30日の公定歩合再引下げと同時にユーロ・ダラー規制の変更を発表した。

(1) 措置の概要

- イ. 支払準備率の引上げ……基準額(reserve-free base下記ロ、参照)を上回るユーロ・ダラー取入れに対する支払準備率を10%から20%へ引き上げる(本年12月23日に終わる計算期間から適用)。
- ロ. 基準額の変更……従来の基準額(準備対象預金の3%、または昨年5月28日に終わる4週間における平均取入れ残高のいづれか大きいほう)(注)を改め、①準備対象預金の3%、または②本年11月25日に終わる計算期間(4週間)の平均取入れ残高のうちいづれか大きいほうとする(適用時は上記イ、と同様)。なお②については従来同様、ある計算期間の平均取入れ残高が11月25日に終わる計算期間の平均取入れ残高を下回った場合には、その低い水準が新たな基準となる(基準額の自動的引下げ)。
- ハ. 従来準備対象預金の3%の範囲内でユーロ・ダラー取入れおよび返済を自由に行なうことのできた銀行(主として中小銀行)についても、1月20日に終わる計算期間の平均取入れ残高を新たな基準額として設定する。本基準額についても、将来取入れが減少すれば基準額は自動的に引き下げされることになる。

(注) 44年9月号「要録」参照。

(2) 本措置のねらい

本件改正は、歓米間の金利差拡大に伴う国際収支(公的決済ベース)の赤字幅拡大を阻止するため、「米銀のユーロ・ダラー返済ペースを和らげる」ことをねらいとしたものである。すなわち今次改正の結果、銀行が今後ユーロ・ダラー返済を進めれば基準額が自動

的に引き下げられ、将来取入れをふやした場合にはその基準を上回る額につき20%という高率の準備率(従来は10%)が課せられることになる。したがって、銀行は今後の返済にあたっては将来の取入れ増大の可能性を配慮して慎重に行なうものと期待されるわけである。

なお、基準時を昨年5月時点から本年11月時点に変更したことについては、理事会は、最近の取入れ残高が昨年5月時の基準額を上回っている銀行に対し、準備率引上げによる負担がかからぬよう配慮したと説明している。

◇米国、在外預金口座悪用防止措置の成立

米国では10月26日、主として在外預金口座の悪用防止をねらった法律(いわゆる Foreign Bank Accounts Bill)が成立した(91th Congress, H. R. 15073)。おもな内容は次のとおり。

- (1) 財務長官は、犯罪捜査のため必要と認める場合、銀行等に対し、取引関係者の身元、小切手の内容等の記録を作成し、マイクロ・フィルム等により保存し、あるいは金融取引に関して報告を行なうよう命ずることができる。
- (2) 1回につき5,000ドル超の資金(monetary instruments)を国外に持ち出しあるいは国内に持ち込むものは、自己の身元、資金移動の経路、金額等につき財務長官に報告しなければならない。
- (3) 海外金融機関と取引を行なうものは、財務長官の定めるところにより、取引関係者の身元、取引の内容等に関する記録を保存しなければならない。
- 財務長官はこの規定の適用を特定の国との取引に限定することができる。
- (4) 米国人(その支配下にある外国人を含む)は、国内で禁止されているような借入れを国外で、もしくは外国金融機関から行なって、米国の株式、証券を取得・保有してはならない。

◇カナダ、公定歩合の引下げ等

1. カナダ銀行は11月10日、公定歩合を6.5%から6.0%に引き下げ、同12日から実施する(11月11日は The Remembrance Day のため休日)と発表した。

同行は引下げの背景につき、「年初来、景気鎮静を考慮に入れつつ政策を進めてきた結果、金融機関の流動性の増加、マネー・サプライの増大、短期市場金利の低下がみられた。今回の措置は、公定歩合を他の短期金利にさや寄せするものである」と説明している。

2. 同時にカナダ銀行は、証券ディーラーに対するT B

の売戻し条件付き買入れ(Purchase and Resale Agreement)金利につき新たに公定歩合を0.75%下回る水準(11月12日以降5.25%)に最低レートを設けると発表した。

本措置につき同行では「現在の売戻し条件付き買入れの適用金利は、①最近時のT B 3か月物入札レートの0.25%高、または②公定歩合のうちいずれか低いほうとなっているため、T B入札レートが大幅に低下をみた場合には適用レートが著しく低くなることがありうるので、これを是正するための技術的調整である」と説明している。

歐 洲 諸 國

◆ EEC、歐州通貨単位の債券を発行

欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)は欧州通貨単位(unité monétaire européenne)表示の債券を12月15日に発行することとし、このほど引受け銀行団との間で発行価格を除く細目を決定した。発行要項等は次のとおり。

- (1) 発行総額 30百万E(「E」は欧州通貨単位の表示)
- (2) 期間 15年
- (3) 表面金利 8%
- (4) 債還方法 5年据置き1976年以降分割抽せん債還
- (5) 欧州通貨単位は、発行日における EEC諸国通貨の対米ドル平価を表示する計算単位であり、1米ドルに相当する(いわゆる U C—Unit of Account と等価)。
- (6) 元本償還、利子支払いに際し債券保有者はそのつど取得希望通貨を選定しうる。
- (7) 上場地はブリュッセル、ルクセンブルクを予定。

◆ 英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、70%の店舗で営業時間の延長を廃止

ロンドン手形交換所加盟銀行は、昨年7月1日から試験的に週1回の営業時間の延長(通常の営業時間後、午後4時30分から同6時まで営業。44年6月号「要録」参照)を実施していたが、10月19日、全店舗(8,000)の70%に当たる5,500店舗においては本年12月31日限り本措置を廃止し、残り2,500店舗においてのみ引き続き実施する方針を決定した。これは、延長時間中の利用(主として個人、小規模小売業者)が特定店舗に集中したという過去1年間の経験にかんがみ、銀行採算面への配慮および労働時間短縮の観点から採られた措置と伝えられる。

◆ 西ドイツ、公定歩合の引下げ等

1. ブンデスバンクは11月17日の理事会において、公定歩合の引下げおよび準備率の調整を決定した。

(1) 公定割引歩合を7.0%から6.5%へ、債券担保貸付金利を9.0%から8.0%へそれぞれ引き下げ、18日から実施する。

(2) 国内債務に対する追加準備(9月号「要録」参照)は12月1日以後廃止し、かわって、一般銀行債務に対する準備率を同日付けで一律15%引き上げる。一方、非居住者債務に対する追加準備は30%の率をもって存続する(計算基準は従来の4~6月平均残高から10月16日~11月15日の1ヶ月間の平均残高に変更)。

本件に関するブンデスバンクの発表文の要旨は次のとおり。

(1) 公定歩合の引下げは海外金利の低下傾向に可能な範囲内で追随したものであり、この結果、海外における資金調達、とくに非銀行部門の海外借入れが減少するものと期待される。

(2) 西ドイツの景気は依然過熱の様相を改めていない。したがって、ここ数か月来、非銀行部門への海外資金の流入により銀行流動性が著しく高まっている状況下においては、金融の量的緩和は適当でないと考えられる。今回国内追加準備を廃止したが、これにより解除される資金(注)は一般銀行債務に対する準備率の一律引き上げにより、銀行組織全体としては全額吸収される。

(注) 約25億~27億マルクと見込まれている。

西ドイツの最低準備率

(1970年12月1日以降、カッコ内は旧準備率、単位・%)

金融機関 の規模*	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1) 対象債務 1,000 百万マルク以上	13.85 (12.05)	10.64 (9.25)	9.60 (8.35)		
(2) 同100百万マル ク以上 1,000 百万マルク未 満	12.77 (11.10)	9.60 (8.35)	8.51 (7.40)	7.07 (6.15)	5.92 (5.15)
(3) 同10百万マル ク以上 100百 万マルク未 満	11.73 (10.20)	8.51 (7.40)	7.48 (6.50)		
(4) 同10百万マル ク未満	10.64 (9.25)	7.48 (6.50)	6.38 (5.55)		

(注) 1. 「金融機関の規模」は対象となる債務残高の規模による。
2. 「当座性債務」、「貯蓄預金」のI、IIの区分は次による。
I中央銀行の支店・出張所所在地の金融機関。
IIその他の地域の金融機関。
3. 非居住者債務については、10月16日~11月15日の1ヶ月間の平残をこえる部分に対し、30%の追加準備を課する。

2. ブンデスバンクは、12月2日の理事会で公定歩合の再引下げを決定、割引歩合を6.5%から6.0%へ、債券担保貸付金利を8.0%から7.5%へ0.5%引き下げ、3日から実施することとした。

ブンデス銀行は公定歩合の再引下げにつき、「最近2週間における海外金利の統落傾向に追随したものであるが、国内経済面からみた場合にも景気情勢の面で徐々に変化が起りつつあるので、今回の限定期制を採ることが許されるに至った」と説明している。

今次再引下げによって公定歩合引歩合は3月9日の引上げ(6.0→7.5%)前の水準に、また債券担保貸付金利は9月11日の引上げ(7.5→9.0%)前の水準に復した。

3. ブンデス銀行は、上記公定歩合引下げ措置と並行して、政府短期証券の売却レートを11月18日、12月1日、3日の3回にわたり引き下げた(引下げ幅は0.75~1.0%)。新レートは下表のとおり。

ブンデス銀行の売りオペレート

(単位・%)

	新レート (12月3日) (以降) (A)	旧レート (11月17日) (ままで) (B)	下 げ 幅 (B)-(A)
大蔵省証券			
30~59日もの	5%	6%	1
60~90日〃	5%	6%	1
割引国庫債券			
6ヶ月もの	7	7%	3%
1年〃	6%	7%	3%
1年半〃	6%	7%	3%
2年〃	6%	7%	3%
備蓄機関証券			
30~59日もの	5%	6%	1
60~90日〃	6	7	1

(注) 備蓄機関証券は従来の訛語(食糧証券)を改訂したもの。

◇スイス、貨幣法改正案、連邦下院を通過

スイス連邦下院は12月1日、政府提案の貨幣法改正案(8月号「要録」参照)を可決した。この結果、新貨幣法は今後細部の修正および国民投票付議期間(3ヶ月)を経て明年3月末ごろには発効する見通しとなり、従来連邦議会に属していた金平価の変更権は連邦政府の手に移される(ただし、変更に先立ちスイス国民銀行との事前協議が必要)こととなる。

なお、Célio 蔵相は本件に関し、「現在スイス・フランスの平価の変更はまったく企図されておらず、今次改正は単に将来あるいは必要となるかもしれない平価変更の場合の手続きを簡易化するためのものにすぎない」旨強調したと伝えられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇シンガポール、金融管理局を新設

シンガポールは、金融制度の整備を図るため、10月22日、中央銀行設立への第一歩とみられる「金融管理局」(Monetary Authority)を新設した。

金融管理局は、従来政府機構の一部であった銀行監督官、為替管理官などの分掌していた金融・為替関係の政策・行政および出納長の所掌していた国庫金受払、手形交換決済、預金等の業務を引き継ぐとともに(ただし、発券機能は引き続き通貨委員会が担当)、その権限なし業務の強化・拡大を通じて、通貨価値の安定と信用・為替制度の保持・育成を図ることを目的としている。金融管理局の概要は次のとおりである。

- (1) 授権資本金 300万ドル(全額政府出資)。
- (2) 理事会 政策決定機構として理事会を設ける。その構成は大蔵大臣(議長)、大蔵次官(副議長)、出納長およびその他理事(4名)の合計7名。
- (3) 主要権限 ①金融機関の設立認可、指導、監督、検査、②市中銀行の預貸金利、流動資産比率、支払準備率等の決定、③無記名預金口座の開設認可。
- (4) 主要業務 ①預金受入れ、②金・地金、国債等の売買、③TB・外国為替の売買、割引、再割引、④国内外での借り入れ、保証等、⑤国際金融機関との取引、⑥国庫金の取扱い、公債の発行などの政府代行業務。

◇セイロン、通貨交換措置を実施

セイロン政府は、10月25日、社会主義的新経済政策の一環として、高額銀行券につき次のような交換措置を実施する旨を発表した。

- (1) 本年10月25日以前に発行の50および100ルピー銀行券は、同11月3日以降法貨としての性格を失う。
- (2) 上記旧銀行券を保有する者は11月2日までに1人当たり1,000ルピーを限度として新銀行券と交換し、同限度超過額を11月25日まで商業銀行に預入しうる。
- (3) 旧銀行券による預入金に対しては、脱税ないし資金退藏に関する徴罰税が課せられたのち、11月3日から1人当たり5,000ルピーまで新銀行券による引出しが認められ、残余は当分凍結される。

なお、本措置はおおむね平穏裡に行なわれた模様である(10月27~31日間の旧券回収額は同流通額の3分の1)。

◇ニュージーランド、コスト・インフレ対策を実施

ニュージーランド政府は、最近における賃金・物価の

高騰に対処して、さる 8 月に雇用税を採用したのを皮切りに、10月27日には財政金融面からの引締め措置、11月16日には物価凍結令を発動するなど、総合的なコスト・インフレ対策を打ち出した。その概要は次のとおり。

(1) 金融面の措置

イ. 準備銀行の対商業銀行貸出に関する高率適用制度の強化

従来 8.5% であった高率貸出金利(公定歩合 7.0%)を商業銀行の貸出限度超過額に応じて最高 10% まで引き上げる。

ロ. 商業銀行の定期預金金利の引上げ(カッコ内は旧レート)

(イ) 2 年もの 4.8% (4.25%)
(ロ) 2 年をこえるもの 無制限 (4.25%)

ハ. 国債の利率引上げ

(イ) 短期国債 4.9% (4.6%)

(ロ) 中期国債 5.2% (5.0%)

なお、長期国債については従来どおり 5.5%。

ニ. 大蔵省証券の利率引上げ

(イ) 3 か月もの 4.2% (3.9%)

(ロ) 6 か月もの 4.35% (4.0%)

ホ. 賦払信用会社の政府証券保有率の引上げ

(12.5% から 15% へ)

ヘ. 割賦販売の最低頭金率の引上げ(10% から 15% へ)

(2) 財政面の措置

イ. 個人所得税の 10% 付加(期間 70 年 12 月～71 年 7 月)

ロ. たばこ税、ガソリン税の引上げおよび郵便料金、電話料金、鉄道運賃の値上げ

(3) 物価凍結

全商品の価格(中古品、競売品等を除く)を 11 月 12 日現在の水準で、11 月 17 日から 2 か月間凍結する。なお、違反したものには罰金が課せられる。